

○一般社団法人HPCIコンソーシアム役員候補選任規程

(平成26年1月28日規則第5号)

(目的)

第1条 本コンソーシアム定款第17条により役員選任を円滑に行うためこの規程をおく。

(理事の選任)

第2条 総会の議長は、理事候補者を総会に諮るものとする。

2 総会に諮る理事候補者(以下、理事候補者と呼ぶ)は、正会員の投票によって選出される社員資格を有する者と、定款第17条3項に定める範囲内で理事会が推薦する社員資格を有しない者からなる。

(監事の選任)

第3条 総会の議長は、監事候補者を総会に諮るものとする。

2 総会に諮る監事候補者は、理事会が選出する。

(社員資格を有しない理事候補者の選出)

第4条 総会に諮る社員資格を有しない理事候補者は、総会に先立って理事会が選出する。

(社員資格を有する理事候補者の選出)

第5条 総会に諮る社員資格を有する理事候補者の選出にあたって、理事会は理事選挙管理委員会を設置する。社員資格を有する理事候補者は、理事選挙管理委員会の下で正会員の投票によって選出される。

(社員資格を有する理事候補者の定数)

第6条 社員資格を有する理事候補者選挙を行うにあたって、理事会は定款の定める範囲において、社員資格を有する理事候補者の定数を定め、理事選挙管理委員会に通知する。

(理事選挙管理委員会)

第7条 理事選挙管理委員会は選挙に必要な業務を行う。

2 理事選挙管理委員会は、理事より2名、理事を除く、ユーザコミュニティ代表機関を代表する者、HPCIシステム構成機関を代表する者よりそれぞれ1名の計4名で構成する。

3 委員長は互選により選出する。

(選挙手続き)

第8条 社員資格を有する理事候補者選挙の手続きは以下による。

2 理事選挙管理委員会は被選挙者名簿を選挙権者である正会員に提示する。

3 選挙権者である正会員は、本規定の第6条で定められた定数まで投票できる。

- 4 選挙は選挙権者の過半数以上の投票をもって成立するものとする。
- 5 選挙管理委員会は、投票により選出された社員資格を有する理事候補者を理事会に報告する。
- 6 得票数が同数の場合は生年月日の遅い者を上位とする。

(社員資格を有する理事候補者選挙の選挙権者)

第9条 社員資格を有する理事候補選挙の選挙権者は、選挙時点において登録されている正会員とする。

2 上記に拘らず、総会の議長または副議長に選出された正会員に追加して登録された正会員は選挙権を持たないこととする。

(社員資格を有する理事候補者選挙の被選挙者名簿)

第10条 選挙名簿に掲載される被選挙権者は、選挙候補者名簿の作成時点において定款第20条を満たすすべての登録正会員とする。

2 上記に拘らず、総会の議長または副議長に選出された正会員に追加して登録された正会員は被選挙権を持たないこととする。

(被選挙者名簿の提示方法)

第11条 投票はネット投票システムを利用する。理事選挙管理委員会は被選挙権者全員の氏名と以下の情報を記載した投票用紙を選挙権者である正会員に提示する。記載は、現職理事の正会員、その他の正会員の順(それぞれの中は50音順)とする。

- (1)代表する機関および会員種別
- (2)所属機関、役職
- (3)HPCICでの役員歴

(特例措置)

平成26年に実施され投票による理事選挙に関しては、付記に示す特例措置を設ける。

(例外処理)

第12条 投票により選出される理事候補者の選挙に関してこの規程および関連規程等に定めない事態が生じたとき、理事選挙管理委員会は関連する規程等の趣旨を尊重した上で、適切な処置をとることができる。ただし事前または事後に理事会へ報告しその了承を得なければならない。

(規程の改訂)

第13条 この規程の改廃は理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は平成26年1月28日より実施する。

令和4年1月24日一部変更
令和4年7月14日一部変更

付記

平成24年コンソーシアム発足時に全理事が同時に選出されたことに伴い、定款第20条による再任1回までの規定による理事の交代が平成28年に集中することを避けるため、平成26年の投票による理事候補者の選出に関して本付記で示す特例措置を設ける。

第8条に従って投票による理事候補者を選出するにあたって、現職理事7名以上が候補者となった場合には、7番目以降の者は選挙による候補者とはせず、理事以外のものから定数まで得票下位のものを繰り上げて選挙による候補者とする。